

FAX 044-288-4946

日本環境衛生センター事前相談資料

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（中古品以外）

【インボイスNO. _____】

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談者	①会社名： _____ (輸出者・輸入者・通関業者・その他(____))		
	②住所： _____		
	③担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	④電話 _____ - _____	⑤FAX _____ - _____	
	⑥事前に税関に相談した場合は次を記入してください。 1) 税関の名称： _____ 2) 担当官名： _____ 3) 税関の指示内容： _____ (電話)		
輸出者	⑦会社名： _____		
	⑧住所： _____		
	⑨担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	⑩電話 _____ - _____	⑪FAX _____ - _____	
輸入者	⑫会社名： _____		
	⑬住所 _____		
	⑭担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	⑮電話 _____ - _____	⑯FAX _____ - _____	
輸出入	⑰ 輸出 ⑱ 輸入	⑲ 申告の予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 申告予定税関(港)： _____	⑲ 取引量： _____ トン (コンテナ _____ 本、フルコン _____ 袋、バラ積)
	⑳ 相手国： _____ (バーゼル条約締約国・非締約国・OECD加盟国)		
	㉑ 取引形態(例：FOB YOKOHAMA US\$100/t)： _____		
	㉒ 品目内容(全ての品目の具体的な名称、発生事由、数量、貨物の性状)： _____		
貨物	㉓ 発生元の名称及び所在地(本貨物の第一次発生もと、例えば、〇〇工場、〇〇商事)： _____		
	㉔ 発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路： _____		
	㉕ 取引の目的： _____		
	㉖ 輸出入後の処理方法： _____		
処理	㉗ 輸出入後の運搬経路(輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路)： _____		
	㉘ 処理事業者名及び作業場所の住所： _____		
	㉙ 過去の輸出入実績： 新規 _____ ・ 実績有り _____ 実績有りの場合は、その内容(時期、品目、数量)： _____		

注) 本票送信後、必ず、(一財)日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。(電話)044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。